平成２４年（フ）第６４１９号
東京都板橋区泉町50―５　旭荘
債務者　市川　憲代
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４２５号
神奈川県川崎市高津区下作延３丁目26―22―101
債務者　江濱亜希子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４２６号
東京都港区芝浦４丁目２―22―317
債務者　岩崎　聡子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４２８号
東京都東大和市向原４丁目35―４―103
債務者　栗元　朋美
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４３３号
東京都大田区西嶺町７―４―301
債務者　工藤　智佳
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４４０号
東京都中野区上鷺宮４丁目14―18―307
債務者　下田　勇一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４５６号
東京都墨田区文花１丁目29―８―201
債務者　渡部　礼子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４５７号
東京都品川区豊町１丁目10―２―201
債務者　佐宗のり子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４６３号
東京都板橋区中板橋26―５　ロードワン、住民票上の住所東京都板橋区西台２丁目17―10―108
債務者　廣島　誠治
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４６７号
東京都中野区東中野２丁目５―６―101
債務者　石飛由美子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５７号
横浜市西区西戸部町２丁目222番地
債務者　宮木　幸雄
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４１号
横浜市港北区日吉６丁目13番２―306号
債務者　中西　秀人
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５７号
横浜市旭区四季美台43番地10
債務者　茂木　敦子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1053番地11　パークサイド宝木Ａ203、前住所栃木県宇都宮市駒生町3319番地１　スイートシーズンⅢ202号
債務者　岩本　　薫（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２５号
栃木県宇都宮市西川田町747番地１　フローラルコートＦ201
債務者　内藤　勝久
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係